

差し替えページ



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所では、現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「本庄市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法<sup>1</sup>に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すとされています。この実現のため、本市においても「本庄市次世代育成支援行動計画」にかわり、子ども・子育て支援サービスのニーズ量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、市民や地域、教育・保育従事者、企業、市が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明確にするために「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

1 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

## 2 計画の性格と役割

---

### (1) 計画の法的根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

#### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本庄市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、本庄市総合振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

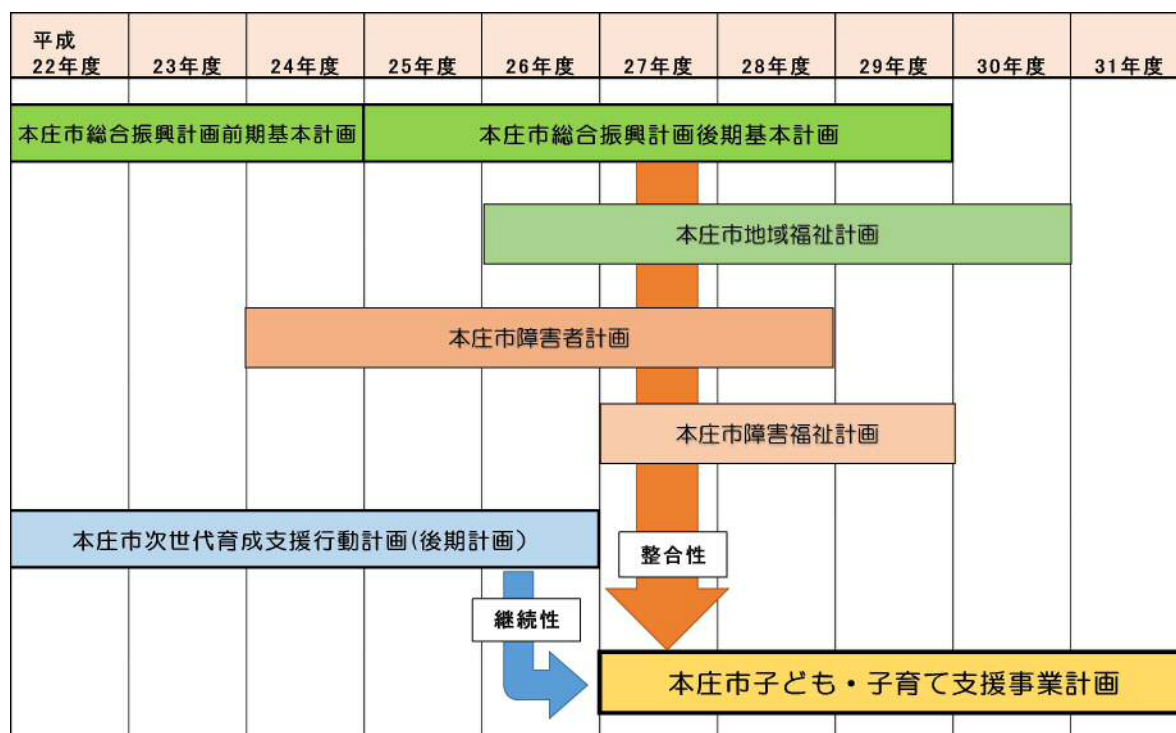
本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、継続性を持たせたうえで、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとします。

### 3 計画の整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、県の「(仮称)埼玉県子ども・子育て支援事業計画」及び市の「本庄市総合振興計画<sup>1</sup>後期基本計画」、「本庄市地域福祉計画<sup>2</sup>」、「本庄市障害者計画<sup>3</sup>」、「本庄市障害福祉計画<sup>4</sup>」との整合性を図りながら策定したものです。

### 4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成27年度から平成31年度までを一期とした5年間の計画を策定することとします。



- 1 本庄市総合振興計画：市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成される計画。
- 2 本庄市地域福祉計画：子どもから高齢者、障害の有無、国籍に関わらず、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた指針となる計画。
- 3 本庄市障害者計画：障害のある人もない人も共に暮らせる共生の地域社会を目指して、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象にした今後の障害者施策を内容とした計画。
- 4 本庄市障害福祉計画：障害福祉サービス等の今後の利用見込み量等を内容とした計画。

## 5 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもを指します。

## 6 計画の策定体制

### (1) 本庄市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画は、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を伺い策定しました。

### (2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

### (3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成25年10月11日～10月31日

■調査方法 幼稚園・保育園・小学校・子育て支援センターを通して配布、回収。一部郵送による回収。

■発送数及び回収数

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,300件	951件	73.2%
小学校児童のいる家庭	1,200件	995件	82.9%
合計	2,500件	1,946件	77.8%

## 7 基本理念

- ・安心して子どもを産み育てることができる支援体制づくり
- ・子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立って、子どもの発育と成長が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び基準のものとする必要があります。

また、子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。子どもを育てるすべての保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会、市が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる体制を築くことです。

さらに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うことにより「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指します。

## 8 基本的視点

---

### ■計画推進において重視すべき視点

#### (1) 安心して生み育てられる環境づくり

次代を引き継ぐ世代を育てることの重要性を認識し、子どもをもちたいと願う人が増えることは望ましいことです。

そこで、結婚する・しない、子どもをもつ・もたないは、個人の生き方や価値観に深く関わる問題であり、個人の自由な選択に委ねられるべきものであることに留意しつつ、様々な社会的、経済的、または心理的な制約のために子どもをもてないという状況の改善を目指し、男性の子育て参加推進をはじめ、子育てに関する不安や負担感が軽減され、子育ての楽しさを感じられるような、安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

#### (2) 若い世代の自立支援

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など、社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。

このような中、自信をもって自己を確立し、大人として自立することが困難な青少年も多く、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもをもつことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりを目指します。

#### (3) 地域の子育て参加

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステム作りに取り組んでおり、地域ぐるみでの子育てをさらに推進します。



## 9 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉分野はもとより、保健、都市環境、商工労政等の子どもと子育て家庭にかかわる関連分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

### (1) 地域における子育ての支援

- ① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実
- ② ワーク・ライフ・バランス<sup>1</sup>の実現にむけた環境づくりの推進
- ③ 子育て支援のネットワークの充実

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の支援体制の充実
- ③ 障害児施策の充実
- ④ 子どもの貧困対策の推進

### (3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育<sup>2</sup>」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療支援の充実

### (4) 豊かな心を育む教育環境の整備

- ① 親の学習推進
- ② 児童の健全育成
- ③ 子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

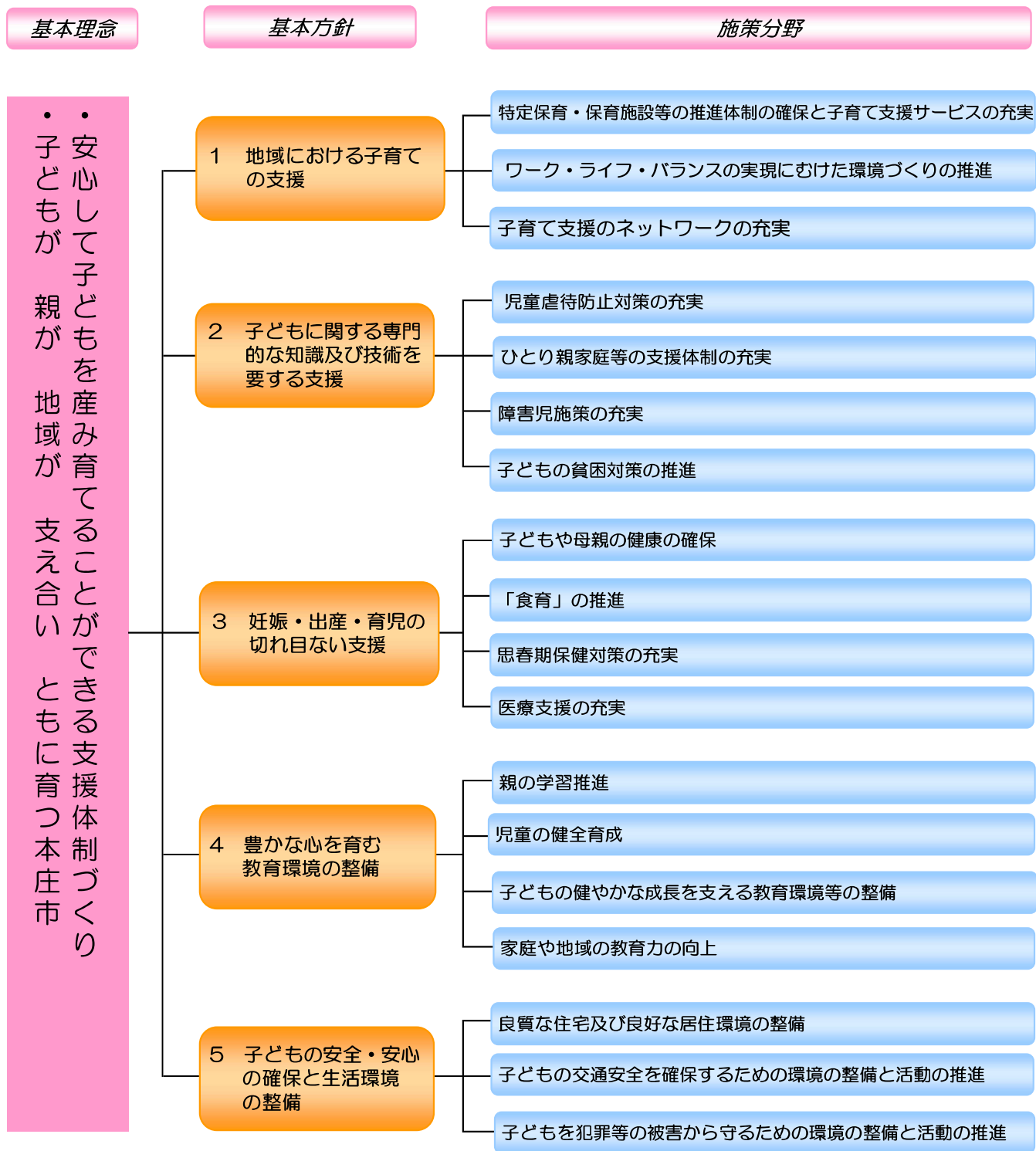
### (5) 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- ② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

1 ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指すもの。

2 食育：「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 10 計画の構成



## 第2章 本庄市の現状

### 1 人口

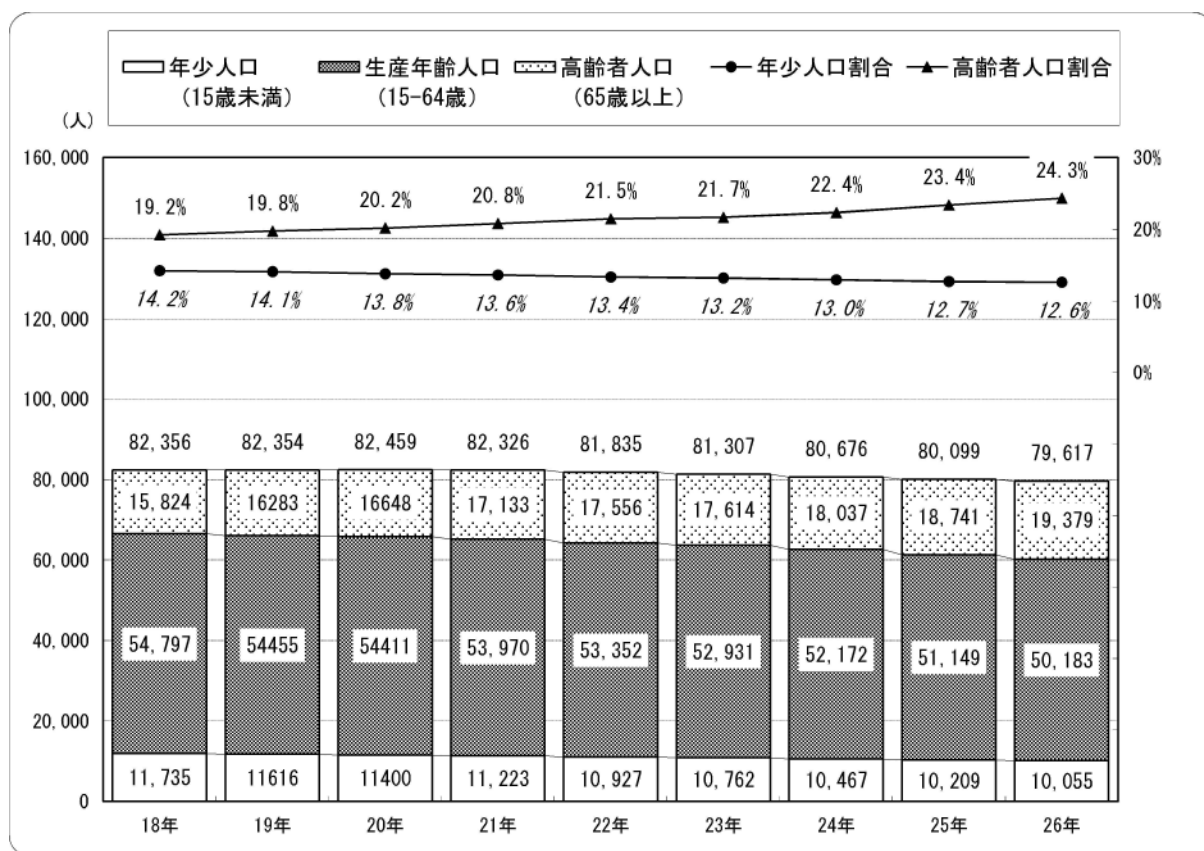
#### (1) 年齢3区分別人口の推移

平成26年4月1日現在の総人口は79,617人となっています。

平成18年以降の総人口は、減少傾向で推移しており、平成18年から26年まで減少数を平均すると毎年約340人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は年少人口と生産年齢人口<sup>1</sup>は減少傾向で、高齢者人口は増加傾向で推移しています。年齢3区分別の18年から26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約210人、生産年齢人口が約510人の減少で、高齢者人口が約450人の増加となっており、少子化、高齢化の進行が急激に進行しています。

#### ■人口推移と年少人口・高齢者割合の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

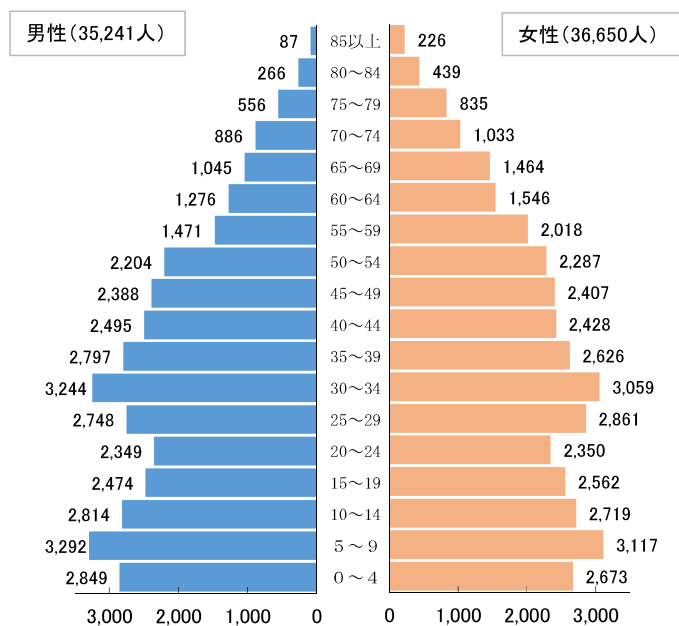
1 生産年齢人口：労働力の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

## (2) 人口構成

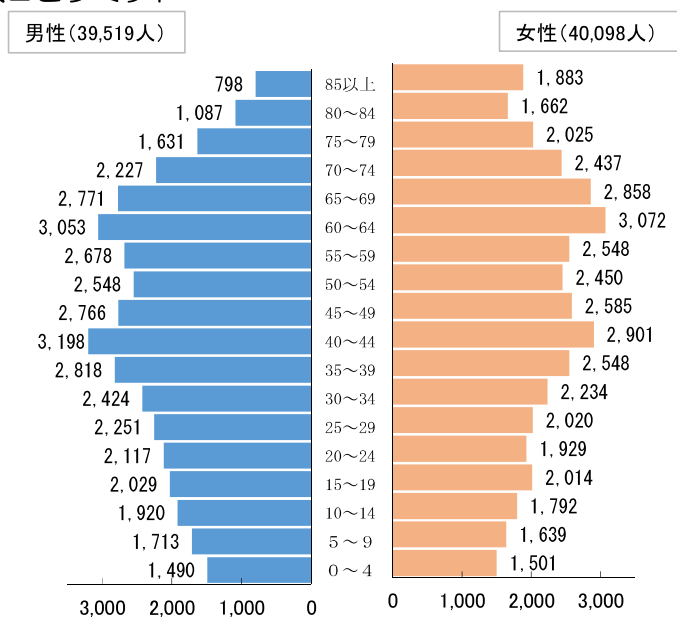
5歳ごとの年齢階級別人口構成について昭和54年と平成26年を比較すると、昭和54年は子どもの割合が多く、高齢者の割合が少ない「釣り鐘型」を形成しており、今後人口が増加する構造となっています。

一方、平成26年は子どもの人口が少なく、高齢者の割合が多い「つぼ型」を形成しており、人口が今後減少する構造となっています。

### ■昭和54年の人口ピラミッド



### ■平成26年の人口ピラミッド



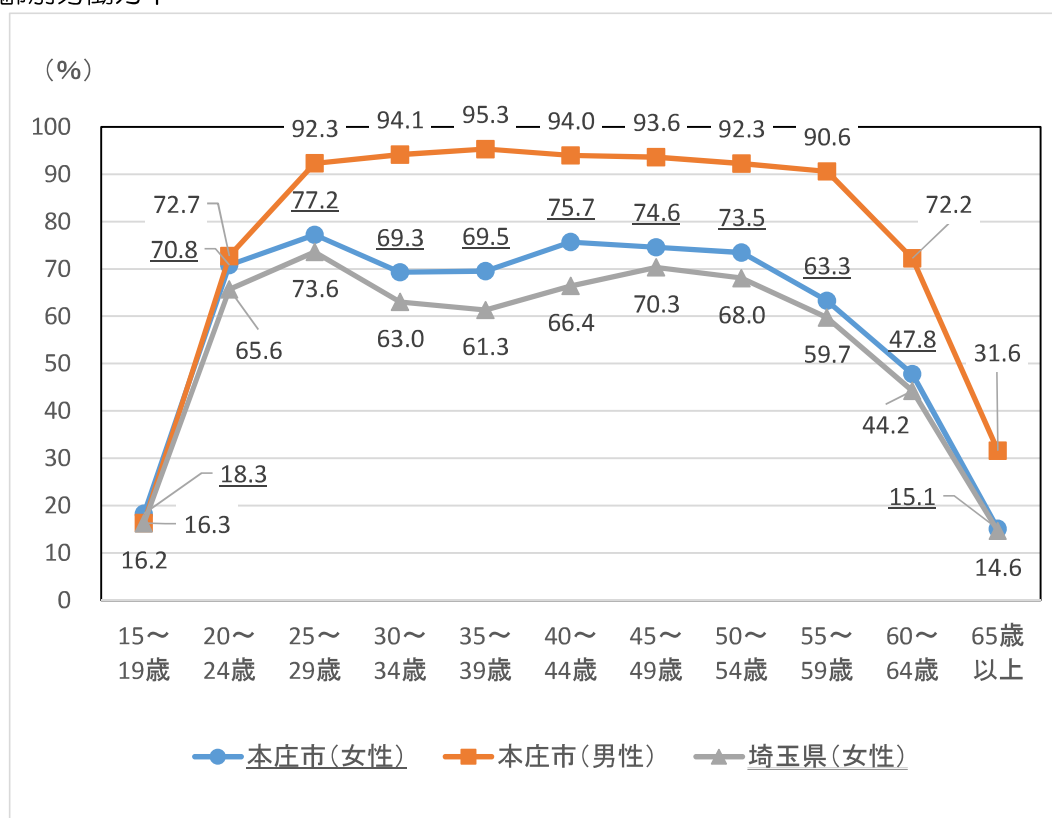
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 7 男女の就労状況

我が国の女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字型曲線<sup>1</sup>を描くことが知られています。

本市でも、女性の労働力率<sup>2</sup>をみると20歳代後半から落ち込んでおり、M字型曲線を形作っていますが、県平均と比較すると、各年齢層とも上回り、M字型曲線は浅いものになっています。

### ■年齢別労働力率



資料：平成22年国勢調査

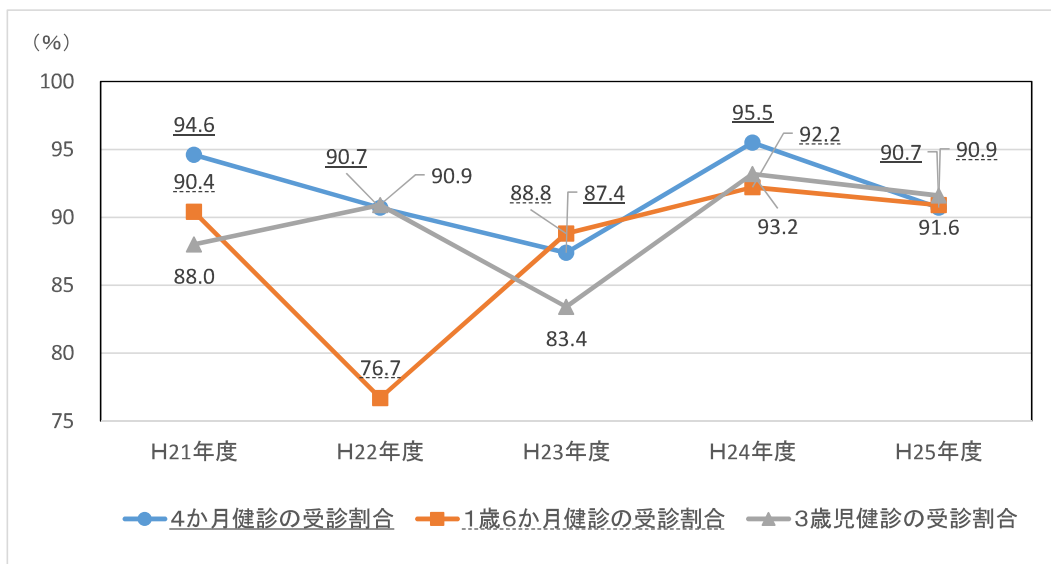
1 M字型曲線：日本人女性の年齢別の労働力率をグラフで表すと、20歳代でピークに達し、その後30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られる。

2 労働力率：15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合。

## 8 乳幼児健康診査受診率の推移

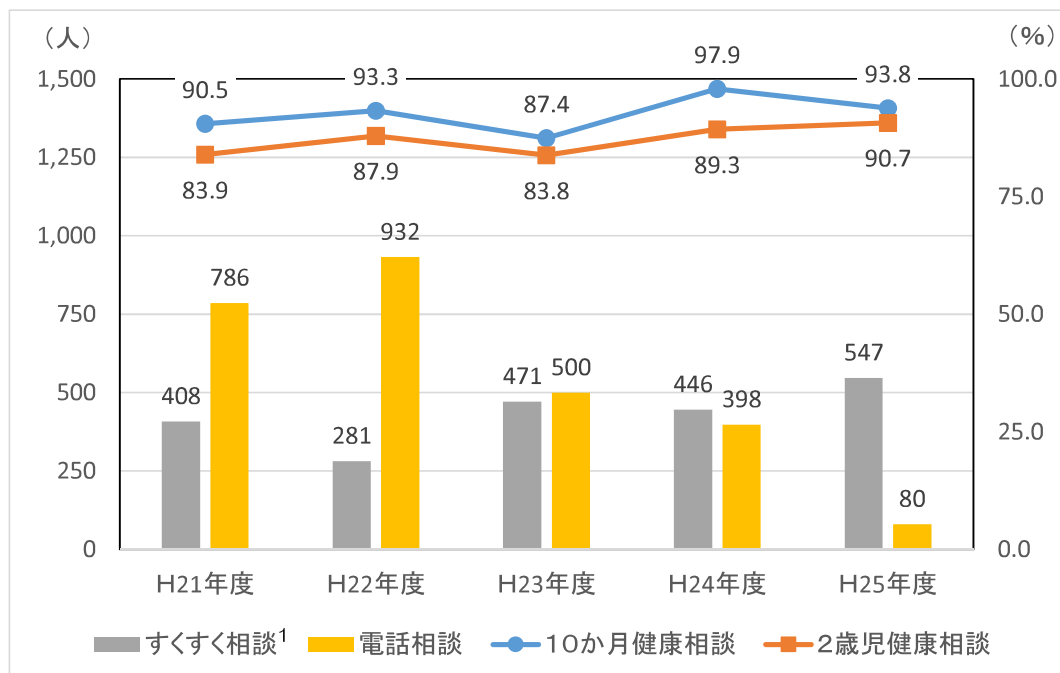
「4か月健診」、「1歳6か月健診」、「3歳児健診」の受診率は、ほぼ80%以上となっています。また、「10か月健康相談」、「2歳児健康相談」の相談件数は80%以上となっています。

### ■乳幼児定期健診等の受診率の推移



資料：健康推進課

### ■各種相談の推移

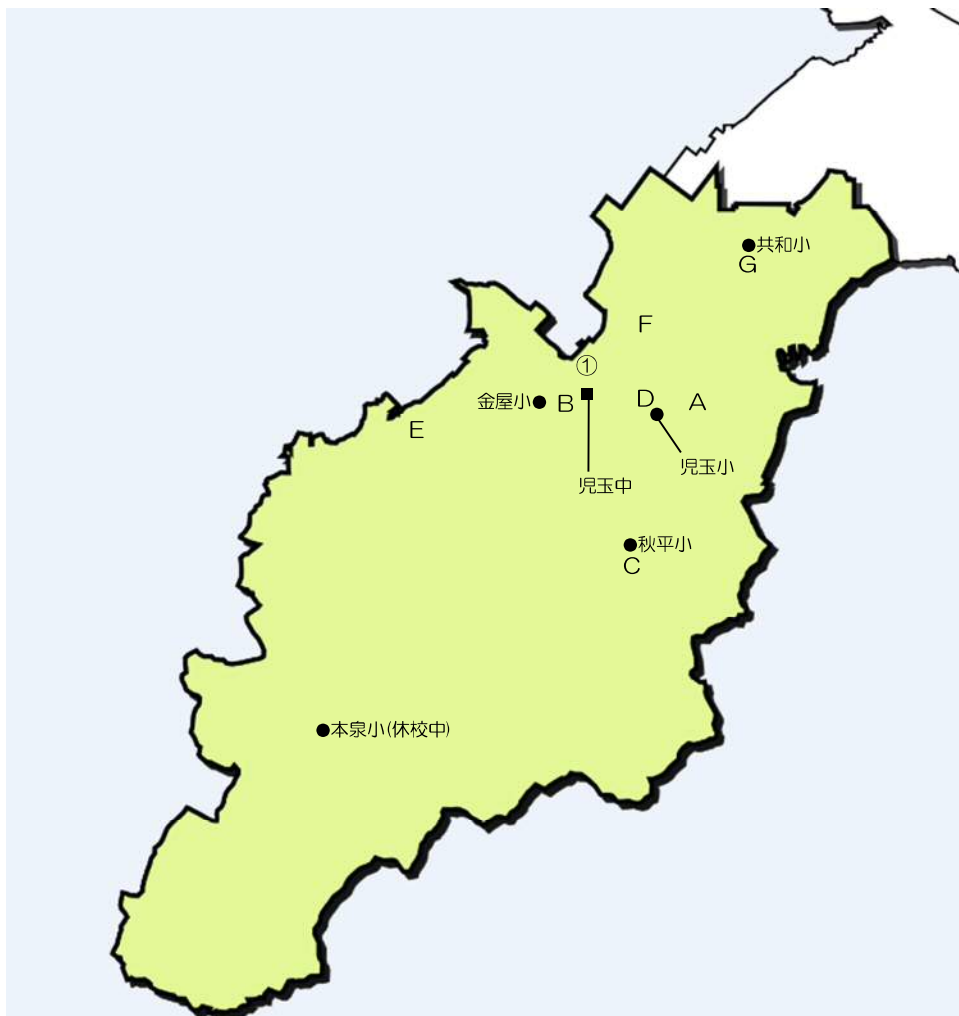


資料：健康推進課

1 すくすく相談：身体計測や発達・栄養・育児上の悩み等の相談を行う事業。

### ③児玉地域

幼稚園が1園、保育園が7園となっています。

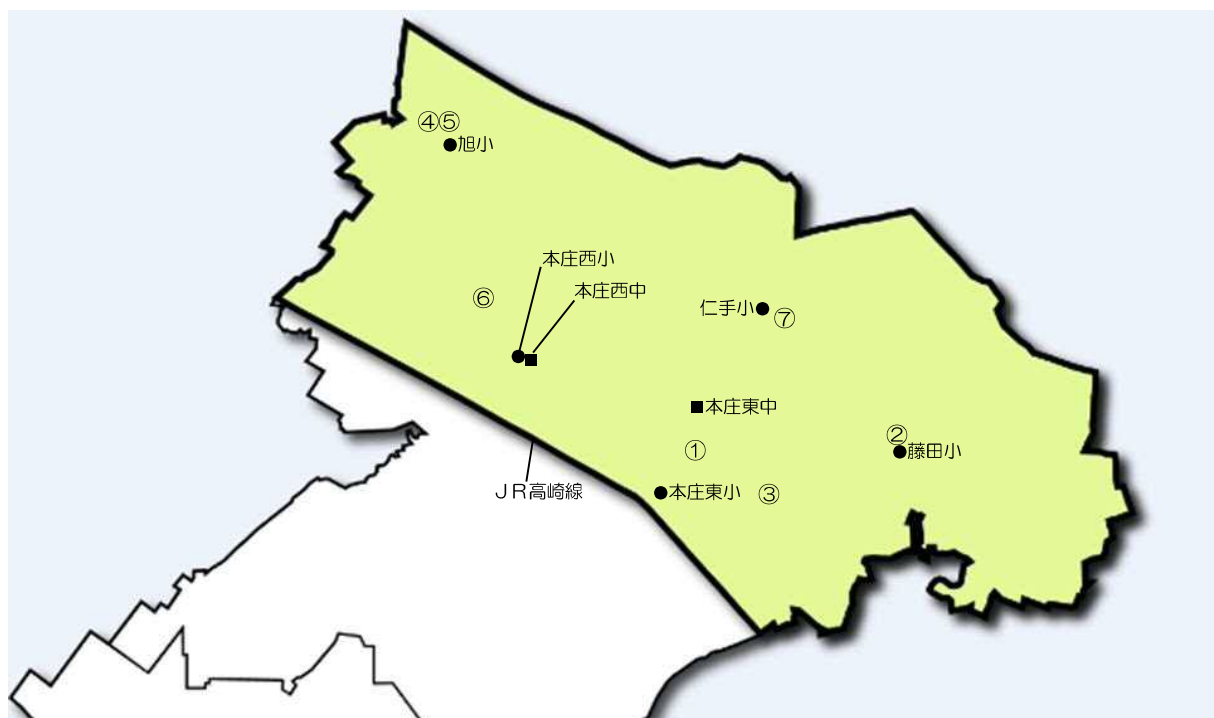


児玉地域			
幼稚園		保育園	
①	児玉桜井幼稚園	A	久美塚保育所
		B	金屋保育所
		C	秋平さくら保育園
		D	児玉保育園
		E	西光保育園
		F	西光第二保育園
		G	共和梅花保育園

(4) 圏域別放課後児童クラブ (平成26年4月現在)

① 本庄地域 (高崎線以北)

放課後児童クラブは、本庄東小学校区に2クラブ、本庄西小学校区に1クラブ、藤田小学校区に1クラブ、仁手小学校区に1クラブ、旭小学校区に2クラブの計7クラブとなっています。

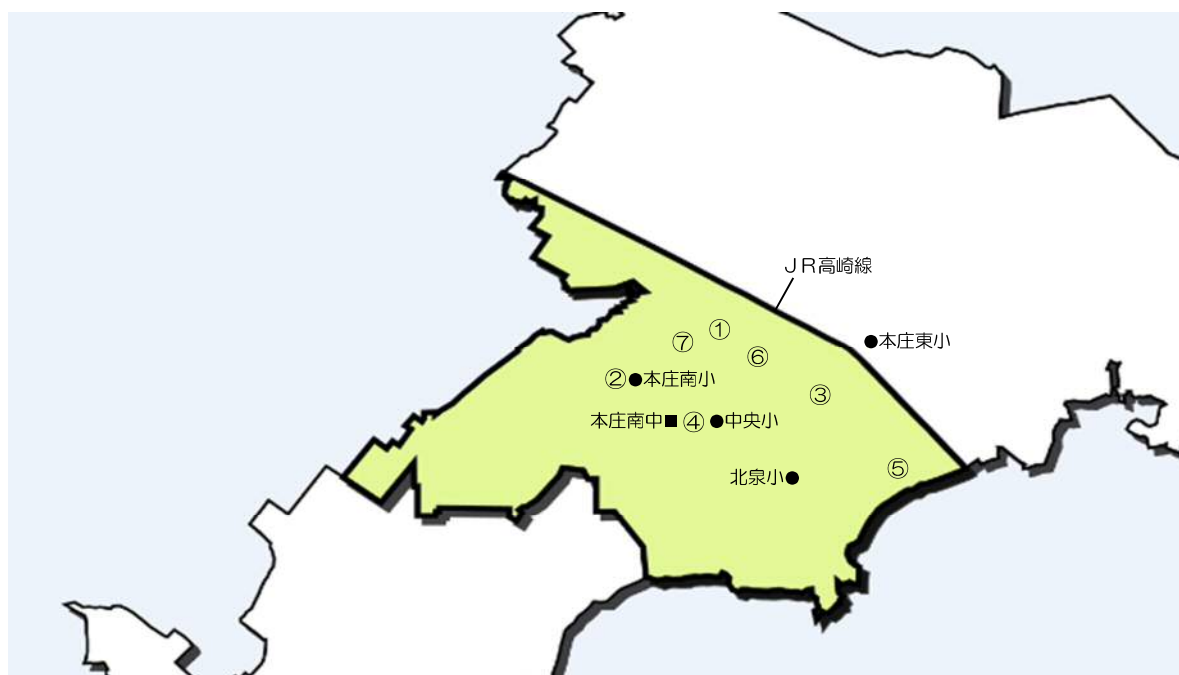


本庄地域 (高崎線以北)	
放課後児童クラブ	
①	日の出学童保育室
②	藤田学童保育室
③	寿学童保育室
④	ちびっ子ステーション1号館
⑤	ちびっ子ステーション2号館
⑥	学童保育所みらい
⑦	学童保育所わかくさ



②本庄地域（高崎線以南）

放課後児童クラブは、北泉小学校区に1クラブ、本庄南小学校区に2クラブ、中央小学校区に3クラブ、本庄東小学校区に2小学校が3校、本庄東小学校区に1クラブの計7クラブとなっています。



本庄地域（高崎線以南）	
放課後児童クラブ	
①	前原学童保育室
②	童夢館竹の子
③	いずみクラブ
④	ほほえみキッズクラブ
⑤	恵アフタースクール
⑥	キッズスペース Baika
⑦	じいじとばあばの宝物 本庄のおうち

### ③児玉地域

放課後児童クラブは、児玉小学校区に2クラブ、金屋小学校区に1クラブ、秋平小学校区に1クラブ、共和小学校区に1クラブの計5クラブとなっています。



児玉地域	
放課後児童クラブ	
①	つくしんぼ学童保育クラブ
②	ひまわり学童保育クラブ
③	きらきら学童保育クラブ
④	あおぞら学童保育クラブ
⑤	むさし学童保育クラブ

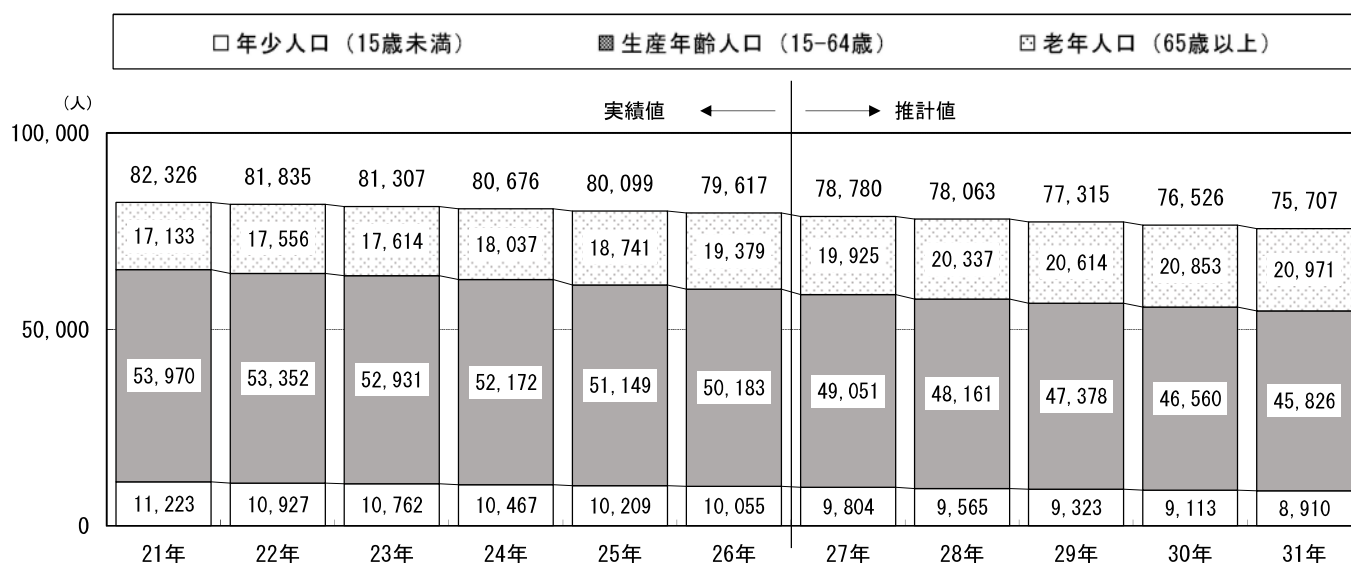
## 2 人口推計

### (1) 人口推計

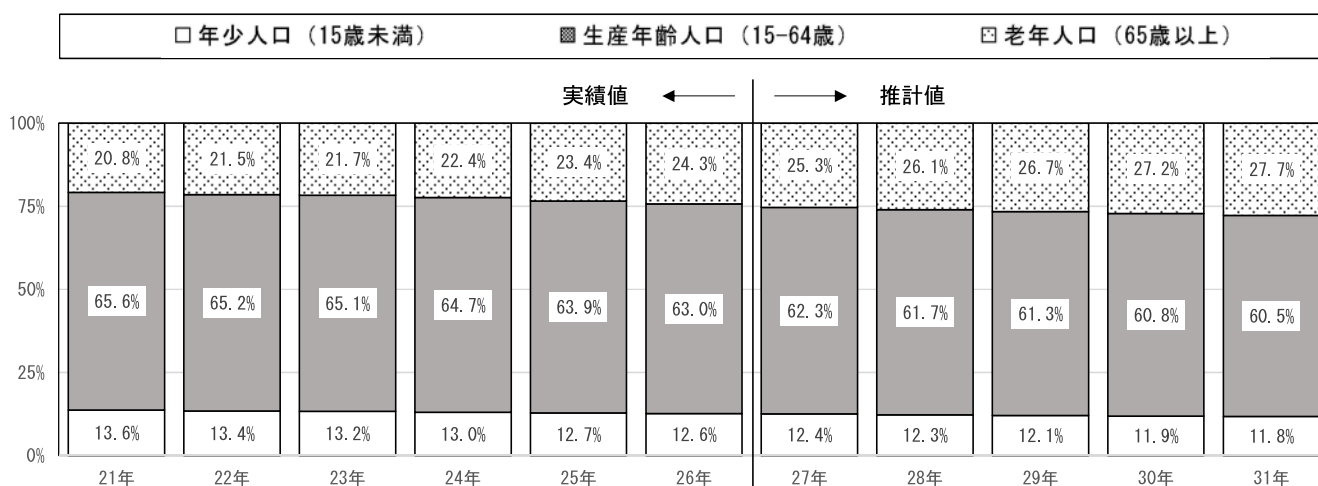
人口推計は、平成21年から平成26年の住民基本台帳人口(各年4月1日)をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には75,707人と推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、15歳未満の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.8%と見込まれます。

#### ■人口3区分別の推移



#### ■年齢3区分人口比の推移

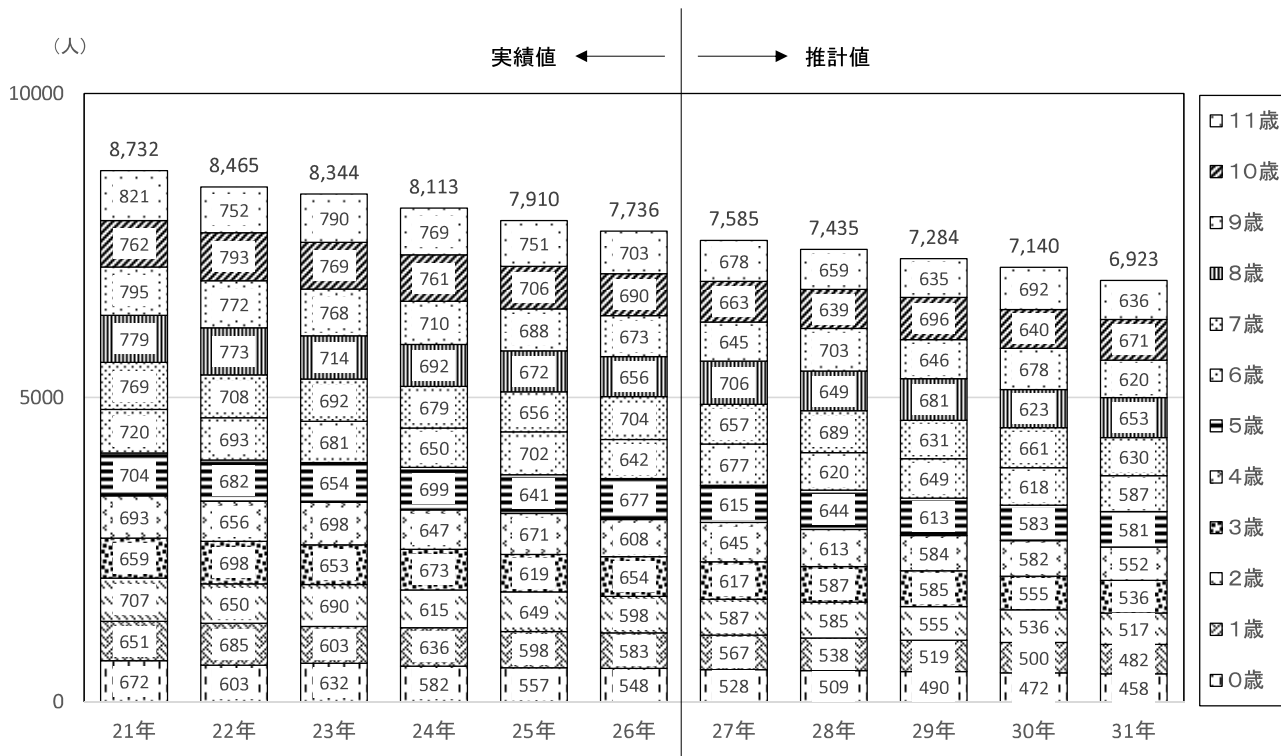


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）  
平成27年以降はコーホート変化率法<sup>1</sup>による推計値

1 コーホート変化率法：同じ年（期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数は、平成31年には6,923人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに813人程度児童が減少すると推計しています。



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）  
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

児玉地域		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		122	302	104	293	113	280
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	160	424	120	343	120	336
		H30年度		H31年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		108	267	104	255		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	120	336	120	336		

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

### (1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた次の13事業であり、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| ① 利用者支援事業                    | ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 妊婦健康診査事業                   | ④ 乳児家庭全戸訪問事業  |
| ⑤ 養育支援訪問事業                   | ⑥ 子育て短期支援事業   |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業          | ⑧ 一時預かり事業     |
| ⑨ 放課後児童健全育成事業                | ⑩ 延長保育事業      |
| ⑪ 病児・病後児を保育する事業              |               |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業           |               |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |               |

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、子育て家庭等を支援する事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みとその見込み数に見合う利用定員や提供体制を確保方策として次のように計画しています。

#### ① 利用者支援事業【新規】

子どもや保護者に対して、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

内容の詳細については検討中ですが、本市における子育て家庭の保護者がどのような支援を求めるか見極めたうえで、支援員を配置するなど、より多くの方が有効活用できる支援事業を実施していきます。

アンケート調査対象外	量の見込みは担当課による推計
------------	----------------

#### ●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1	1	1	2	2
確保方策	1	1	1	2	2

障害児保育の充実	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受入保育園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課
私立幼稚園預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりと保護者のニーズに対応できるように努めています。	子育て支援課
特定保育事業	保護者の就労形態が短時間、週に数日等で決まった日時のみ保育を必要とする児童を対象に保育を行っていきます。	子育て支援課
病後児保育事業	病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の充実	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
ショートステイ事業	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	子育て支援課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業を図ります。	子育て支援課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、餅つきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。	子育て支援課
保育所施設整備助成事業	園舎の新築等の整備に対して助成します。	子育て支援課
私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配布する応援ショップ事業を、県と協同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困った時に気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクを作るお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。	子育て支援課

■相談・情報提供の充実

事業名	取組事業内容	担当課
利用者支援事業	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
私立幼稚園子育て支援事業	子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。	子育て支援課
つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子育て支援課
子育て総合支援窓口の充実	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。	子育て支援課
子育て情報誌の提供	子育て情報を集約した「子育てガイド」を、妊娠届等の際に配布するとともに、各関連施設に配置し、また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
市長への手紙	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書広報課

■経済的支援の推進

事業名	取組事業内容	担当課
児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。	子育て支援課
子ども医療費支給事業	0歳から中学校終了前の児童のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	子育て支援課
未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。県からの権限移譲により平成25年4月から本庄市の事業として実施しています。	子育て支援課
実費徴収に係る補給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	子育て支援課
保育所就園支援	保護者の経済的負担軽減のため、国の基準額に対し保育料の軽減を継続していきます。	子育て支援課



私立幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている保護者に対し、家庭の所得に応じて保育料等の減免により経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
----------------	---	-------

## ②ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進

### ■仕事と生活の調和の推進

事業名	取組事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発	ワーク・ライフ・バランスについて事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行っていきます。	商工課 子育て支援課
男女共同参画の推進	一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、共に協力し、社会のさまざまな分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	市民活動推進課
労働時間の短縮	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動に共に参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員に対する啓発を図ります。	商工課
事業所内のワーク・ライフ・バランスの周知	事業所における子ども・子育て支援事業計画の啓発を行っていきます。	商工課
ハローワークの求人情報の提供	ハローワーク本庄で発行している求人情報を庁舎・支所等に配置し、就業希望する市民に対して情報提供を行います。	商工課
内職情報提供	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工課
労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工課
資格・技術取得情報の提供	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工課

## ③子育て支援のネットワークの充実

### ■地域の子育て支援のネットワークづくり

事業名	取組事業内容	担当課
子育てサークル等への活動の支援	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関や地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課
主任児童委員定例会議	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	社会福祉課
本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組めます。	社会福祉課

## (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・障害がある児童への支援

### 【現状と取り組みの方向性】

虐待を発見した際の迅速な対応に努めるとともに、被虐待児の保護者の支援にあたる職員の専門的知識・技術の向上を図ります。

また、母親の就業促進につながる自立支援給付金等支給事業のいっそうの推進を図るなど、ひとり親家庭への支援に努めます。

発達に障害がある児童の支援については、児童発達支援の事業所は市内にないため、近隣の事業所を利用していただいています。放課後等デイサービスの事業所は市内に2箇所設置されていますが、受け入れ枠拡大のため、事業所の設置促進を図ります。

子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んでいきます。

### 【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

#### ①児童虐待防止対策の充実

##### ■児童虐待防止対策の充実

事業名	取組事業内容	担当課
家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業(再掲)	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。	子育て支援課
ショートステイ事業(再掲)	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課

## ④医療支援の充実

## ■小児医療の充実

事業名	取組事業内容	担当課
休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。	健康推進課
在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。	健康推進課
第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町の各圏域が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
小児救急医療後方支援事業	小児二次救急診療業務の空白日対応について、深谷市と児玉郡市で協定を結び深谷赤十字病院及び熊谷総合病院で実施していきます。	健康推進課
小児初期救急運営事業	平日夜間の初期救急の確保や、二次救急維持の観点から、本庄総合病院と協定を結び、小児初期救急の場として火曜日の夜間診療を行います。	健康推進課

## (4) 豊かな心を育む教育環境の整備

## 【アンケート調査等からうかがえる市民ニーズ】

- ・子どもの教育環境の整備

## 【現状と取り組みの方向性】

様々な活動を通して人とかかわりを持つことや、自然に触れる機会を設けるなど、体験学習を実施するほか、親の学習を推進することで保護者や家庭の教育力の向上を図り、子どもの豊かな心を育む教育環境を整えます。

また、子どもの健康に関する取り組みとして、子どものみならず保護者に対しても食育の推進を図ります。

さらに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な整備を検討するなど、放課後の児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりに努めます。

## 【実施事業】

基本方針に基づいて次の事業を実施します。

①親の学習推進

■親の力の向上

事業名	取組事業内容	担当課
親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課

②児童の健全育成

■児童の健全育成

事業名	取組事業内容	担当課
青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。また、つどいの広場や子育てサロン等も開催されており、子育て支援の地域拠点としての機能も果たしています。	子育て支援課
本庄市国際交流協会への補助事業	市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解を深め、世界の人々の友好親善を図るとともに、世界に開かれたまちづくりのために、市民の国際認識や国際理解を高めていく取り組みを支援しています。	秘書広報課
おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
ビデオ上映会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、毎月第3土曜日に世界や日本の名作ビデオの上映会を実施します。	図書館
子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。また、夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課

③子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備

■確かな学力の向上

事業名	取組事業内容	担当課
教育機器の整備充実	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
特別支援教育の充実	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課

③子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

■子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

事業名	取組事業内容	担当課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止	児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成しており、これらのマニュアルをもとに研修を行ない、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
防犯体制の充実	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守ります。	危機管理課
市民による防犯活動の推進	子どもをはじめ市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	危機管理課
防犯灯設置事業の推進	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
CAP事業の推進	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育園などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課